

環境活動レポート

平成26年度

(平成26年5月～平成27年4月までの1年間の実績です)



陸前総合開発株式会社

〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区港三丁目8番9

T E L 022(786)1581 F A X 022(786)1584

URL <http://www.rikuzen.co.jp> MAIL info@rikuzen.co.jp

平成27年7月作成

I. 環境方針

1. 環境理念

陸前総合開発株式会社は地域と環境保全が出来る地球にやさしい企業をめざし、循環型社会への環境保全活動を全社員で推進します。

2. 環境保全への行動指針

- 1.) 環境マネジメントシステムの確立と継続的な維持改善、
教育啓発を行い環境保全に努めます
- 2.) 環境に関連する法規制等を遵守し地域社会における環境
汚染の予防及び拡大防止に努めます。
- 3.) 環境負荷を意識し、省資源・省エネルギー・CO₂排出量、
建設廃棄物の削減とリサイクル活動を積極的に取り組みます。

平成 25 年 5 月 1 日 制定

陸前総合開発株式会社

代表取締役 **甘木 敏江**

II. 事業の概要

1. 業者名および代表者氏名

陸前総合開発株式会社

代表取締役 甘木 敏江

2. 所在地

本社：宮城県仙台市宮城野区港三丁目8番9

収集運搬車駐車場：宮城県仙台市宮城野区港三丁目8番9

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 及川 邦男

担当者 甘木 允両子

連絡先 電話 022 (786) 1581 F A X 022 (786) 1584

URL <http://www.rikuzen.co.jp>

MAIL info@rikuzen.co.jp

4. 事業の規模

資本金 1 0 0 0 万円

売上高 3億2393万円（第35期 平成26.5.1～平成27.4.30）

従業員数 15名

敷地面積 本社：3,771.48平方メートル

収集運搬車駐車場：1,900平方メートル

延床面積 本社事務所：225.78平方メートル

沿革 1981年1月 設立

5. 事業内容

(1) 事業範囲

産業廃棄物収集運搬業

特別産業廃棄物収集運搬業

建物解体工事

伐採工事

(2) 施設等の状況

車輛の種類	普通キャブオーバ	3台
	大型キャブオーバ	2台
	普通ダンプ	2台
	大型ダンプ	3台
	普通脱着装置付きコンテナ専用車	3台
運搬容器	収集カゴ (2.6 m ³)	300個
	コンテナ (8.0 m ³)	22個

(3) 許可の内容

許可名	事業の範囲	許可番号	許可年月日	有効年月日	自治体名
一般建設業	とび・土工工事業	16044	平成 22 年 9 月 24 日	平成 27 年 9 月 24 日	宮城県
産業廃棄物収集 運搬業	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん	0400008624	平成 25 年 10 月 31 日	平成 30 年 10 月 3 日	宮城県
特別管理産業廃 棄物収集運搬業	廃石綿等	0450008624	平成 25 年 8 月 7 日	平成 30 年 8 月 6 日	宮城県
産業廃棄物収集 運搬業	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物	0609008624	平成 25 年 7 月 18 日	平成 27 年 11 月 30 日	山形県
産業廃棄物収集 運搬業	廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、木くず、繊維くず、紙くず、金属くず	00300008624	平成 25 年 8 月 22 日	平成 30 年 8 月 21 日	岩手県
産業廃棄物収集 運搬業	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	00707008624	平成 25 年 5 月 8 日	平成 30 年 5 月 7 日	福島県
産業廃棄物収集 運搬業	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る)	09400008624	平成 22 年 12 月 8 日	平成 27 年 12 月 7 日	いわき市

(4) 廃棄物処理料金

料金の提示：見積書による。現物、性状確認後見積書作成。

6. 事業の概要

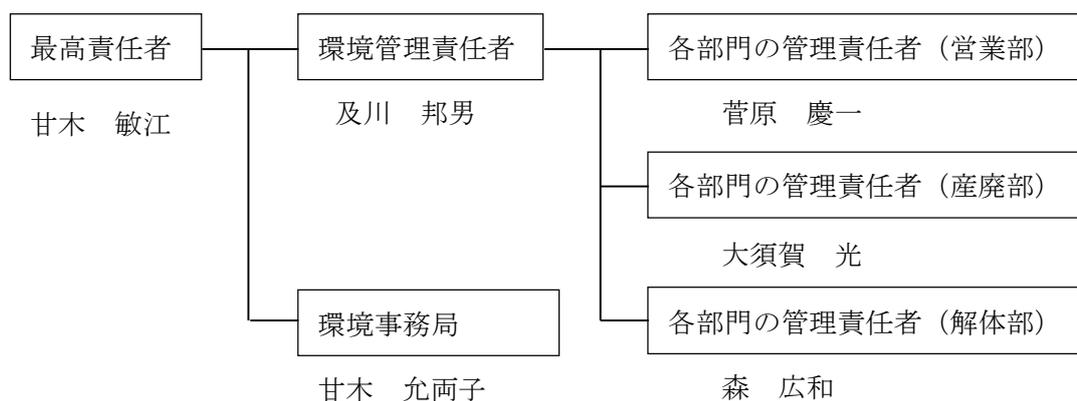
各建設会社から排出される産業廃棄物を収集し排出事業者の処分委託先である各県の産業廃棄物処理施設まで運搬する事業を行います

7. 認証登録範囲

全組織・全事業活動が認証登録範囲

III. 環境マネジメント推進体制

1. 組織



2. 役割・責任

役職	役割・責任
最高責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・全体取組状況と見直し、評価。 ・環境方針を定める。 ・環境マネジメントに必要な要員・資金・時間・技術などを提供する。 ・環境マネジメントの見直しを図る。 ・環境管理責任者を任命する。 ・環境管理責任者から状況の報告を受け、見直し、評価する。
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・全社に係わる環境目的・目標を承認する。 ・環境方針および全社の環境目的・目標の立案と当該部門への分担を指示する。 ・環境マネジメントに関する啓発と教育の推進をはかる。 ・環境マネジメント事務局の統括を行う。 ・緊急事態発生時を想定して、部門別の対応体制（組織・対応策等）の整合性の確立をはかる。 ・実績報告書を代表者に報告する。
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃収運実績書作成 ・環境活動レポート作成 ・環境マネジメント活動の推進と支援を行う。 ・環境マネジメント推進のための会議などを開催し、事務運営に当たる。 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
管理責任者 (営業部)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部門における事業所内環境マネジメント活動の具体的な施策の立案、管理および推進をする。
管理責任者 (産廃部)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両全体管理をする ・燃費向上への取り組みを指示する ・CO₂排出量管理 ・当該部門における緊急事態および事故発生時の状況把握とその応急措置並びに環境マネジメント推進管理者への報告、さらに再発防止対策の立案、実施および確認を行う。
管理責任者 (解体部)	<ul style="list-style-type: none"> ・重機管理 ・各現場安全管理 ・当該部門における緊急事態および事故発生時の状況把握とその応急措置並びに環境マネジメント推進管理者への報告、さらに再発防止対策の立案、実施および確認を行う。
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加。

IV. 環境目標

《環境負荷等の実績》

項目				平成 25 年度実績	削減目標値		平成 26 年度実績	評価
二酸化炭素排出量	軽油【車輛】	使用量	L	107,362	△-0.5%	106,825	106,508	○
		排出量	t/CO ₂	278	△-0.5%	277	273	○
	軽油【重機】	使用量	L	26,124	△-0.5%	25,993	21,888	◎
		排出量	t/CO ₂	67	△-0.5%	66.6	56.1	◎
	ガソリン	使用量	L	9,801	△-0.5%	9752	9,115	◎
		排出量	t/CO ₂	23	△-0.5%	22.8	21.08	○
	灯油	使用量	L	357.8	△-0.5%	356	304.8	○
		排出量	t/CO ₂	1	△-0.5%	0.9	0.87	○
	電力	購入電力	KWh	20,988	△-0.5%	20,883	22,454	▲
		排出量	t/CO ₂	12.4	△-0.5%	12.3	12.8	▲
二酸化炭素総排出量			t/CO ₂	381.4	△-2%	379.6	363.8	◎
受託産業廃棄物収集運搬量			t	9077.71			14868.95	—
受託産業廃棄物再資源化量				7196.78	1%	7269.47	13075.47	◎
受託産業廃棄物再資源化率				79.3	1%	80.1	88.0	◎
紙マニフェスト数			枚	3689			4603	—
電子マニフェスト発行件数			枚	815			1012	◎
電子マニフェスト導入提案			件	2	5 件		3	△
グリーン購入					1%			

《評価》◎：大幅目標達成 ○：目標達成 △：目標やや達成 ▲：目標未達成 ×：完全に目標から遺脱

※燃料使用による CO₂排出量(t/CO₂)=使用量×発熱量×排出係数×44/12

※電気使用による CO₂排出量(kg/CO₂)=使用量×排出係数 0.571(平成 26 年度東北電力㈱)環境省高度発表<平成 27 年 11 月>

※東日本大震災の被災物件処理は県の処理場へ搬入しマニフェストが発行されなかった為不明

※二酸化炭素排出量以外は把握中の為、評価は無とする

※水については関連会社が管理している為、データが取得できない

※平成 24 年度は震災の影響があるので平成 25 年度を基準に長期目標を作成します

《長期的環境目標》

項目		基準値 (平成 26 年度)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
二酸化炭素排出量	軽油【車輛】	273	t/CO ₂	0.5%削減	1%削減	1.5%削減
	軽油【重機】	56.1	t/CO ₂	0.5%削減	1%削減	1.5%削減
	ガソリン	21.08	t/CO ₂	0.5%削減	1%削減	1.5%削減
	灯油	304.8	L	0.5%削減	1%削減	1.5%削減
	電力	22,454	KWh	0.5%削減	1%削減	1.5%削減
受託産業廃棄物再資源化率		88	%	1%増加	2%増加	3%増加
電子マニフェスト導入提案		3	件	3 件増加	6 件増加	9 件増加
グリーン購入		把握中		1%増加	2%増加	3%増加

V. 主要な環境活動計画の内容

二酸化炭素の削減

【軽油（車輛）の削減】

- ・エコドライブ・アイドリングストップを実施する
- ・車輛の整備、走行距離の定期的チェックを実施する
- ・積載オーバーをしない
- ・車輛、重機の定期的整備を実施する

【軽油（重機）の削減】

- ・休憩時及び不使用時にエンジンを切るようにする

【ガソリンの削減】

- ・エコドライブ・アイドリングストップを実施する
- ・ハイブリット車に代替えをする

【電力の削減】

- ・昼食時及び不使用部分消灯
- ・OA 機器の不使用時には電源を OFF にする

【灯油の削減】

- ・休憩時間後の消し忘れを防止する

廃棄物

【建設廃棄物の削減】 提案件数 10件

- ・廃棄物の集積時、排出事業者に分別してもらうよう提案する
- ・収集運搬廃棄物の再資源化数を増やす
- ・電子マニフェスト導入によるペーパーレス化

グリーン購入

【グリーン購入】

- ・環境に配慮した製品を使用する

緑化活動

【緑化活動】

- ・自家用車駐車場、歩行スペースを緑地化する
- ・屋上 32.3 m²に緑地帯を設置。夏季のエアコン使用量を下げる

【設置内容】

- ・敷地内の緑地帯を増設

【効果】

建物構造が軽量鉄骨造で夏季の屋根の温度が70℃近くになるため、冷房負荷が大きくなる事を防ぐ。屋上緑化により、屋根からの熱負荷が大幅に低減され、空調機冷房運転の省エネ化を実施。冬も屋上緑化が外断熱となり、保温効果を発揮して予熱負荷が下がり冷暖房の使用を軽減し、省エネによる二酸化炭素削減効果になる。

VI. 環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・その評価結果

取組実施状況	結果
軽油【車輛】の二酸化炭素排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・外部のエコドライブ講習受講 ・遠方工事の減少と、エコドライブの指導を始めた為減少につながった。
軽油【重機】の二酸化炭素排出量の削減	重機を多数使用する大型工事が減少した為使用量削減となった。
ガソリンの二酸化炭素排出量の削減	排ガス規制の自動車に買い替え、エコドライブの指導を続けた為減少につながった。
灯油の二酸化炭素排出量の削減	昨年より使用量が少し減少
電力の二酸化炭素排出量の削減	<p>電力使用量を正確に把握できたが使用量が6%強増えた。増加の原因は産廃受託量が6割強増加したため、事務処理量・勤務時間が増加したためである。</p> <p>業務量増化率に比較して、使用量増加率が少ないのはE A 2 1 取組みの成果と評価する。</p>
教育訓練計画	実施計画書を作成し、計画通りに実行した
受託産業廃棄物を再資源化処理場へ運搬	<p>実態調査をしたところ昨年度より受託産業廃棄物は大幅に増えたが再資源化処理場へ運搬しリサイクル率が8.7%も増えた。今後とも排出事業者に分別と再資源化処理場を選定するよう提案を続ける。</p>
電子Manifestoによるペーパーレス化の提案	<p>排出事業者2社が電子Manifestoを導入。</p> <p>電子Manifesto枚数は減少したが、2社が導入した事によりさらなるペーパーレスが期待できる</p>
グリーン購入	<p>文房具はグリーン購入法適合商品の使用を心がけています。</p> <p>今後もグリーン購入率の増加に努めます。</p>

VII. 来年度の目標（平成28年度）

二酸化炭素の削減

【軽油（車輛）の削減】

- ・ 車両を少しでも離れる際エンジンを切る
- ・ 空ふかし（ダブルアクセル等）をしないようにする
- ・ 産廃回収の際はなるべく遠方の現場からまわるようにする
- ・ 重い物を最後の方に回収する。
- ・ 全車両の走行距離を把握する。

【軽油（重機）の削減】

- ・ 休憩中エンジンを切るようにする。

【ガソリンの削減】

- ・ 道順など事前に調べ効率の良い回り方を選定する。

【電力の削減】

- ・ OA 機器の不使用时には電源を OFF にする

【灯油の削減】

- ・ 休憩時間後の消し忘れを防止する

廃棄物

【建設廃棄物の削減】 提案件数 5件

- ・ 廃棄物の集積時、排出事業者に分別してもらうよう提案する
- ・ 収集運搬廃棄物の再資源化数を増やす
- ・ 産業廃棄物委託契約を電子化しペーパーレスする

グリーン購入

【グリーン購入】

- ・ 環境に配慮した事務用品等を使用する

緑化活動

【緑化活動】

- ・ 屋上 32.3 m²に緑地帯を設置。夏季のエアコン使用量を下げる

VIII. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規は、定期的に遵守状況を確認しております。

環境関連法規に関する違反は創業以来有りませんでした。

又、外部からの苦情受付結果は、ゼロで関係機関からの違反等の指摘も有りませんでした。

法規・条例・規制	適用内容・規制基準値	遵守事項	評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	排出事業者・処分業者との委託契約	契約書・許可証	○
	契約書・許可証	5年間保存	○
	マニフェストの保管	B1票・C2票の管理	○
	マニフェスト年間集計と報告	報告期限6月末日	○
建設リサイクル法	分別解体の実施	届出書	○
騒音規制法	特定建設作業の届出、基準値の遵守	届出書	対象事項なし
振動規制法	特定建設作業の届出、基準値の遵守	届出書	対象事項なし
宮城県生活環境保全等に関する条例	規制値の遵守	届出書	○
労働安全衛生法	石綿等の適正な処理	専門業者への委託回収	○
家電リサイクル法	指定家電の適法処理	専門業者への委託回収	○
環境基本法	一般的な自主努力		○
環境型社会形成促進基本法	3Rへの努力	廃棄物等の循環的な利用促進	○
グリーン購入法	環境物の購入	事業者の一般的債務	○
建設業法	建設業許可更新及び技術士登録	5年毎の更新、資格者登録	○
消防法	消火器の設置	消火器点検	○
道路運送車両法	定期点検整備	点検表	○

○＝遵守、×＝抵触

IX. 代表者による評価及び見直しの結果

見直し項目	評価	見直し指示
環境活動計画の内容	環境活動計画の内容にそって活動できている	一部の社員は意識しているが、全社員が常に心がけて環境活動に積極的に取り組んでいないため浸透するまで定期的に環境教育訓練をすること
環境目標	前年度の目標を大きく達成している項目が多いため引き続き削減目標値を達成したい	電力の使用量が増えたので今後さらに意識的に削減すること
環境経営システム	その他については、見直しを行わず、引き続き実行する	
<p>全体評価</p> <p>環境活動を心がけ様々な項目を数値化し、比較してみたところ目標達成できた項目が多かった。特に現場から排出される産業廃棄物のリサイクル率が大幅に上がり、自社、他社共に環境活動ができていると思う。</p> <p>ようやく全社員が環境について認識をもつようになり、少しずつではあるが環境運動に取り組みだしたので今後も引き続き環境活動を推進してまいります。</p>		